

## 旭川市介護予防・生活支援総合事業に係る単位数等の変更の考え方

本資料は、これまで行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえた現時点のものとして、厚生労働省老健局から示された内容をまとめたものです。

具体的な内容については、決定されたものでなく、見直しの可能性があり得るものであることを御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、旭川市では国が規定する単位数に準じて規定する予定です。

## 1 第1号訪問事業

## (1) 基本の単位数

現行	変更後
要支援1・2，事業対象者 週1回程度 1, 176単位/月	<u>変更なし</u>
要支援1・2，事業対象者 週2回程度 2, 349単位/月	<u>変更なし</u>
要支援2 週2回を超える利用 3, 727単位/月	<u>変更なし</u>

※ 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

## (2) 加算・減算

現行	変更後
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する利用者又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） → 所定単位数の10% 減算	<p><u>口腔連携強化加算 50単位/月（新設）</u></p> <p>同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する利用者（50人以上居住する建物に居住する利用者は除く）又はこれ以外に同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） → 所定単位数の10% 減算</p> <p><u>別に厚生労働大臣が定める基準に該当するサービス事業所が同一敷地内建物等に居住する利用者（50人以上の場合を除く）に対してサービスを行う場合</u> → <u>所定単位数の12% 減算（1回につき）</u></p> <p><u>同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合</u> → <u>所定単位数の15%減算（1回につき）</u></p>

<p>介護職員処遇改善加算</p> <p>(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算</p> <p>(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算</p> <p>(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算</p>	<p>介護職員処遇改善加算</p> <p>(Ⅰ) 所定単位数の <u>245/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅱ) 所定単位数の <u>224/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅲ) 所定単位数の <u>182/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅳ) 所定単位数の <u>145/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (1) 所定単位数の <u>221/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (2) 所定単位数の <u>208/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (3) 所定単位数の <u>200/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (4) 所定単位数の <u>187/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (5) 所定単位数の <u>184/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (6) 所定単位数の <u>163/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (7) 所定単位数の <u>163/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (8) 所定単位数の <u>158/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (9) 所定単位数の <u>142/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (10) 所定単位数の <u>139/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (11) 所定単位数の <u>121/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (12) 所定単位数の <u>118/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (13) 所定単位数の <u>100/1000</u> 加算</p> <p>(Ⅴ) (14) 所定単位数の <u>76/1000</u> 加算</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算</p> <p>(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算</p>	<p><u>廃止</u></p>
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>所定単位数の 24/1000 加算</p>	<p><u>廃止</u></p>
	<p><u>高齢者虐待防止措置未実施減算</u></p> <p>→ 所定単位数の 1/100 減算 <small>(新設)</small></p>
	<p><u>業務継続計画未策定減算</u></p> <p>→ 所定単位数の 1/100 減算 <small>(新設)</small></p>

- ※ 現行の介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。
- ※ 変更後の介護職員処遇改善加算は令和6年6月1日から適用する。
- ※ 変更後の介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については，令和7年3月31日まで算定可能

2 第1号通所事業

(1) 基本の単位数

現行	変更後
要支援1, 事業対象者 1, 672 単位/月	要支援1, 事業対象者 1, 798 単位/月
要支援2 3, 428 単位/月	要支援2 3, 621 単位/月

(2) 加算・減算

現行	変更後
運動機能向上加算 225 単位/月	<u>廃止</u>
選択的サービス複数実施加算 (I) 480 単位/月	<u>廃止</u>
選択的サービス複数実施加算 (II) 700 単位/月	<u>廃止</u>
事業所評価加算 120 単位/月	<u>廃止</u>
	<u>一体的サービス提供加算</u> → 480 単位/月 (新設)
介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の 59/1000 加算 (II) 所定単位数の 43/1000 加算 (III) 所定単位数の 23/1000 加算	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の <u>92/1000</u> 加算 (II) 所定単位数の <u>90/1000</u> 加算 (III) 所定単位数の <u>80/1000</u> 加算 (IV) 所定単位数の <u>64/1000</u> 加算 (V1) 所定単位数の <u>81/1000</u> 加算 (V2) 所定単位数の <u>76/1000</u> 加算 (V3) 所定単位数の <u>79/1000</u> 加算 (V4) 所定単位数の <u>74/1000</u> 加算 (V5) 所定単位数の <u>65/1000</u> 加算 (V6) 所定単位数の <u>63/1000</u> 加算 (V7) 所定単位数の <u>56/1000</u> 加算 (V8) 所定単位数の <u>69/1000</u> 加算 (V9) 所定単位数の <u>54/1000</u> 加算 (V10) 所定単位数の <u>45/1000</u> 加算 (V11) 所定単位数の <u>53/1000</u> 加算 (V12) 所定単位数の <u>43/1000</u> 加算 (V13) 所定単位数の <u>44/1000</u> 加算 (V14) 所定単位数の <u>33/1000</u> 加算

介護職員等特定処遇改善加算 (I) 所定単位数の 12/1000 加算 (II) 所定単位数の 10/1000 加算	<u>廃止</u>
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の 11/1000 加算	<u>廃止</u>
	<u>高齢者虐待防止措置未実施減算</u> → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)
	<u>業務継続計画未策定減算</u> → 所定単位数の 1/100 減算 (新設)
	<u>事業所が送迎を行わない場合 (同一建物減算を算定している場合を除く)</u> → 47 単位 減算 (片道につき) (新設)

- ※ 現行の介護職員処遇改善加算，介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和 6 年 5 月 31 日まで算定可能。
- ※ 変更後の介護職員処遇改善加算は令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- ※ 変更後の介護職員等処遇改善加算 (V) については，令和 7 年 3 月 31 日まで算定可能
- ※ 事業所が送迎を行わない減算について，要支援 1 又は事業対象者の場合は，1 月につき 376 単位の範囲内，要支援 2 の場合は，1 月につき 752 単位の範囲内で減算する。

### 3 第1号介護予防支援事業

#### (1) 基本の単位数

現行		変更後	
介護予防ケアマネジメント費	438単位/月	介護予防ケアマネジメント費	442単位/月

#### (2) 加算・減算

現行	変更後
	高齢者虐待防止措置未実施減算 → 所定単位数の1/100 減算 (新設)
	業務継続計画未策定減算 → 所定単位数の1/100 減算 (新設)

### 4 留意事項

サービスコード表及びサービスコードマスタについては、今後、本市ホームページの「介護予防・日常生活支援総合事業」のページに掲載します。

※従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスのコード表については、国から正式にサービスコードが示された後に掲載します。(4月上旬予定)

※サービスコードマスタについては、4月中旬～下旬の掲載を予定しています。

### 5 参考 URL

介護保険最新情報 Vol 1 2 1 0 「介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について (周知)」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/0308111749763/ksvol.1210.pdf>